

令和五年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

- 1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。
- 2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

七 漁獲成績の報告

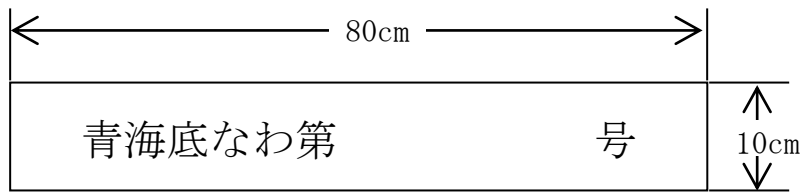
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績（第六号様式による）を報告しなければならない。

第二号様式

底はえなわ漁業操業承認証 住 所 氏名又は名称		
承認番号	青東海調認底はえなわ第 号	
操業区域	下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第9号）から正東の線とによつてはさまれた青森県東部海区管内の海域	
操業期間	令和 年 月 日から令和6年3月31日まで	
根拠地港		
船 舶	船 名	
	漁船登録番号	—
	総 ト ン 数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	馬力
令和 年 月 日		
青森県東部海区漁業調整委員会長 印		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第三号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第四号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

令和 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名

底はえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第五号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

住 所
氏 名

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第六号様式

令和5年度底はえなわ漁業漁獲成績報告書

令和 年 月 日

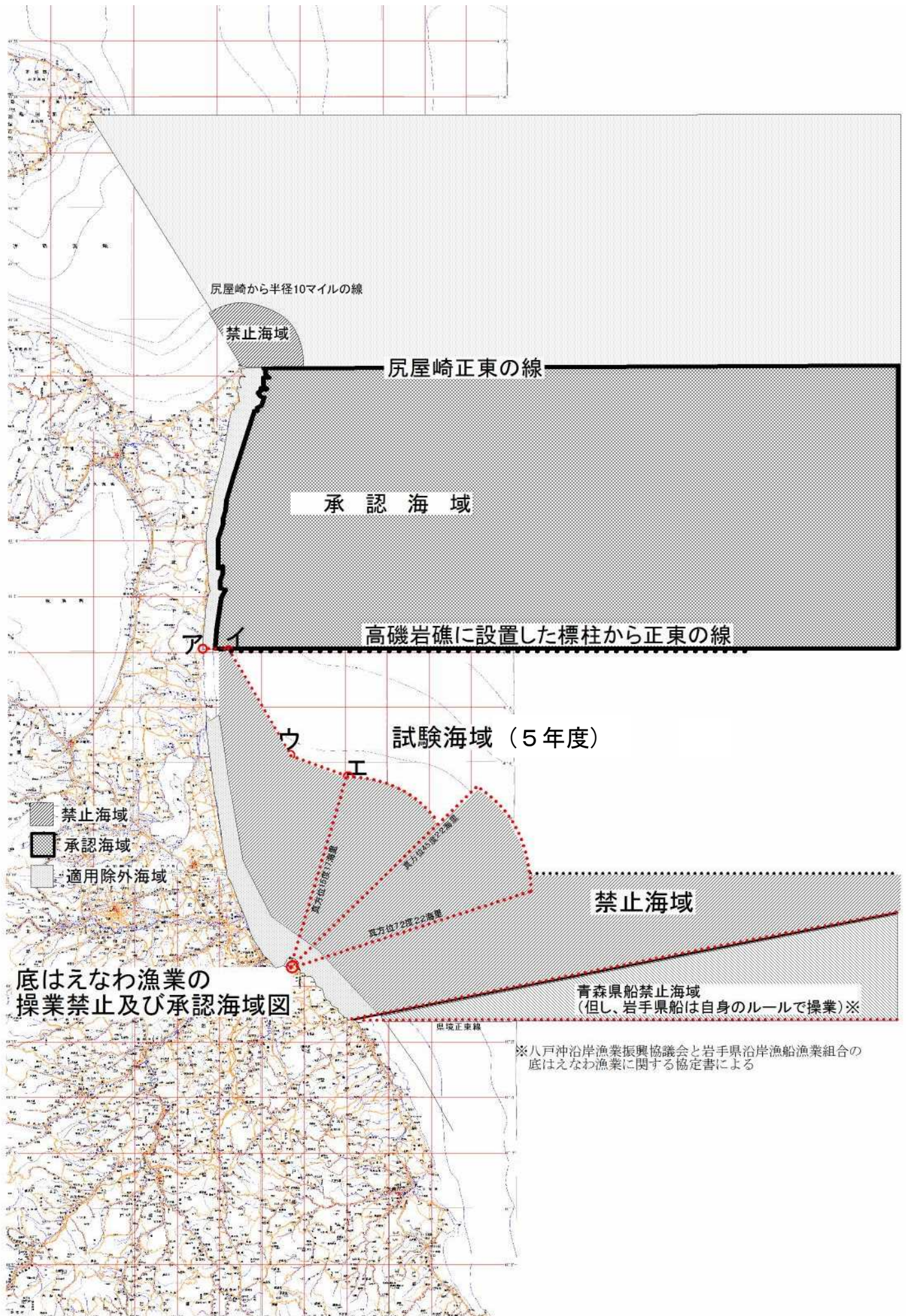
青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
2 船名及び登録番号 丸 AM ー
3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	めぬけ		きちじ		その他	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
		kg	千円	kg	千円	kg	千円
合計							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



底はえなわ漁業の
操業禁止及び承認海域図

-  禁止海域
-  承認海域
-  適用除外海域

青森県船禁止海域
(但し、岩手県船は自身のルールで操業)※

※八戸沖沿岸漁業振興協議会と岩手県沿岸漁船漁業組合の底はえなわ漁業に関する協定書による